

共産党議員の国会質問

戦前法論批評されぬ

藤野氏 検察定年延長ただす

藤野保史議員は10日、衆院法務委員会
で、黒川弘務・東京高
検検事長の定年延長問

題をめぐって、法務省
が検察官の定年延長の
正当化のために戦前の
大日本帝国憲法下の法
律を参考にした問題を
ただしました。



質問する藤野保史議員
10日、衆院法務委

藤野氏は、5日の法
務委員会理事会上に提出
された「検察官の勤務
延長について」との文
書には「検察庁法のい
わば前身である裁判所

構成法（明治23年法律
第6号）」の趣旨と国
家公務員法の定年制度
の趣旨との間に「差異
はない」と書かれてお
り、今回も適用すると
の論立てではないかと
追及。森雅子法相は
「文書は検討過程のも
のにすぎない」と強弁
しました。

藤野氏は、戦前の明
治憲法下で司法権は天
皇に属し、裁判官や判
事の人権、身分保障は
司法大臣の監督下にあ
り、「三権分立がきわ
めて不十分な法体系だ
った」と指摘。そのも
とで治安維持法や特高
警察による弾圧、拷問
などが相次いだからこ
そ、日本国憲法に詳細
な刑事手続きの人権保
障が明記され、裁判所
法と検察庁法が制定さ
れたと指摘し、「定年
は身分保障の根幹だ」
と強調しました。

藤野氏は「戦前の法
律を持ち出して、日本
国憲法のもとで積み上
げられてきた今の解釈
を踏みにじるなど到底
許されない」「国民の生
活を守る『公僕』を一
内閣の『官吏』とする
ものだ」と迫りました。